

令和8年生駒市教育委員会

第1回定例会 議案

令和8年1月20日

生駒市教育委員会



## 令和8年生駒市教育委員会(第1回)定例会議案目録

議案番号	議 案 名	項
報告第1号	令和7年生駒市議会第6回(12月)定例会提出議案の結果について	1
報告第2号	生駒市指定文化財保護審議会の答申について	3
報告第3号	生駒市立小学校及び中学校の体育施設の使用料に関する規則の制定について	4
議案第1号	生駒市指定文化財の指定について	7
議案第2号	生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則を廃止する規則の制定について	8
議案第3号	生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例施行規則の制定について	9
議案第4号	生駒市立小学校及び中学校教職員の管理職人事について	13
議案第5号	生駒市長の権限に属する事務の補助執行の協議について	14



## 報告第1号

令和7年生駒市議会第6回（12月）定例会提出議案の結果について

令和7年生駒市議会第6回（12月）定例会提出議案の結果について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第6条第1号の規定により、次のとおり報告する。

令和8年1月20日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

### 【提出議案】

- ・令和7年度生駒市一般会計補正予算（第4回）
- ・生駒市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- ・生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例の制定について
- ・生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- ・生駒市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- ・生駒市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- ・子ども・子育て支援法施行規則第28条の32に定める時間に関する経過措置に関する条例の制定について
- ・生駒市小学校屋内運動場空調設備整備工事（その1）に係る変更契約の締結について
- ・生駒市小学校屋内運動場空調設備整備工事（その2）に係る変更契約の締結

について

- ・生駒市生涯学習施設の指定管理者の指定について
- ・南コミュニティセンターせせらぎ空調設備更新工事請負契約の締結について  
(追加提案分)
- ・令和7年度生駒市一般会計補正予算(第5回)(追加提案分)

【審議経過】

令和7年12月3日 開会  
令和7年12月4日 再開  
令和7年12月5日 再開  
令和7年12月12日 厚生文教委員会  
予算委員会(厚生文教分科会)  
令和7年12月17日 予算委員会  
令和7年12月22日 再開

【結果】

原案のとおり可決

報告第2号

生駒市文化財保護審議会の答申について

生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月  
生駒市教育委員会規則第6号）第6条第1号の規定により、別冊のとおり報告す  
る。

令和8年1月20日提出

生駒市教育委員会  
教育長 原 井 葉 子

## 報告第3号

### 生駒市立小学校及び中学校の体育施設の使用料に関する規則の制定について

生駒市立小学校及び中学校の体育施設の使用料に関する規則の制定について、  
生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生  
駒市教育委員会規則第6号）第6条第5号の規定により、次のとおり報告する。

令和8年1月20日提出

生駒市教育委員会  
教育長 原 井 葉 子

### 生駒市立小学校及び中学校の体育施設の使用料に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例  
(令和7年12月生駒市条例第37号。以下「条例」という。)に規定する学校  
体育施設の使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例別表第2に規定する市長の定める額）

第2条 条例別表第2に規定する市長の定める額は、別表第1に定める額とする。  
(使用料の納付時期)

第3条 使用料は、使用の許可を受けた際に納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、使用料の  
納付時期を別に定めることができる。

（プリペイドカードに係る使用料の額等）

第4条 条例第12条第3項の規定により発行するプリペイドカードの種類及び  
プリペイドカードに係る使用料の額は、別表第2のとおりとする。

2 前条第1項の規定にかかわらず、プリペイドカードに係る使用料は、その交付の際に納付しなければならない。

（プリペイドカードの使用の方法）

第5条 プリペイドカードは、別表第1に規定する冷暖房装置を使用する際、体育館に設置されている読取機にプリペイドカードを挿入するものとする。

（使用料の減免）

第6条 使用料の減免の基準及びその割合については、市長が別に定める。

2 使用料の減免を受けようとする団体は、使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第7条 使用料の還付の基準については、市長が別に定める。

（施行の細目）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

#### 別表第1（第2条関係）

附属設備	使用料の額
冷暖房装置	30分につき 1,100円

#### 備考

1 冷暖房装置を使用する場合において、使用の単位時間に端数が生じたときは、単位時間の使用があったものとみなす。

2 上表の使用料の額には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を含む。

別表第2(第4条関係)

種類	使用料の額
冷暖房装置使用 2時間30分相当分	5,500円
冷暖房装置使用 4時間30分相当分	9,900円

備考 上表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

議案第1号

生駒市指定文化財の指定について

下記のものを生駒市指定文化財に指定したいので、生駒市文化財保護条例（昭和54年3月条例第6号）第4条第1項の規定により、教育委員会の議決を求める。

記

- |   |                         |    |
|---|-------------------------|----|
| 1 | 有形文化財（歴史資料）文政13年おかげ参り柄杓 | 1点 |
| 2 | 有形文化財（歴史資料）旗本堀田家銀札版木    | 6組 |

令和8年1月20日

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

議案第2号

生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則を廃止する規則  
の制定について

上記議案を提出する。

令和8年1月20日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則を廃止する規則  
生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則（昭和55年6月生  
駒市教育委員会規則第7号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正）

2 生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和31年4月生駒市  
教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規  
則（昭和55年6月生駒市教育委員会規則第7号）第5条及び第6条に定める  
日時又は場所」を「生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例  
（令和7年12月生駒市条例第37号）の規定により開放する学校体育施設」  
に改める。

議案第3号

生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例施行規則の制定  
について

上記議案を提出する。

令和8年1月20日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例施行規則  
(趣旨)

第1条 この規則は、生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例  
(令和7年12月生駒市条例第37号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。  
(除外日)

第3条 条例第4条の教育委員会規則で定める除外日は、12月27日から翌年の1月5日までの日とする。ただし、教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、これを変更することができる。

(団体の登録)

第4条 条例第7条の規定により、登録を受けようとする団体は、学校体育施設使用団体登録申請書(別記様式)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書の提出があった場合において、適當と認めるときは、学校体育施設使用団体登録通知書により通知するものとする。

（使用の許可申請）

第5条 学校体育施設を使用しようとする登録団体は、施設予約システム（生駒市の公共施設の使用の許可申請を電子情報処理組織（教育委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該許可申請の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）により処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）により教育委員会に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の2月前の日から2日前の日までにしなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用許可書の交付等）

第6条 教育委員会は、学校体育施設の使用を許可したときは、施設予約システムにより学校体育施設使用許可書を交付するものとする。

- 2 前項の規定による交付は、使用料の納付と引き換えに行うものとする。
- 3 使用団体は、学校体育施設使用許可書を使用中必ず携帯し、教育委員会の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 使用団体は、やむを得ない理由により学校体育施設を使用しなくなったときは、教育委員会に使用日の前日までに施設予約システムにより申請し、その承認を受けなければならない。

（使用日の変更）

第7条 教育委員会は、学校体育施設の使用を許可した後に本市及び学校の公の行事が生じた場合、使用団体に使用日を変更させることができる。

（使用期間の制限等）

第8条 学校体育施設の使用期間は、引き続き3日を超えることができない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 使用時間には、学校体育施設を使用するための準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

(遵守事項)

第9条 使用団体は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 条例若しくはこの規則又はこれによる指示に従うこと。
- (2) 学校体育施設内外の秩序を保つため教育委員会が必要があると認めるときは、整理員を置くこと。
- (3) その他使用に当たり教育委員会の指示に従うこと。

(行為の禁止)

第10条 使用団体は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可を得ないで学校の敷地内で飲食物その他の物品を販売し、又は陳列すること。
- (2) 学校の敷地内で喫煙をすること。
- (3) 指定の場所以外において更衣又は飲食をすること。
- (4) 学校の施設を損傷し、又は汚損すること。
- (5) 指定の場所以外において駐車すること。
- (6) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となること。
- (7) その他管理に支障のあること。

(施行の細目)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

年度  
学校体育施設使用団体登録申請書

生駒市教育委員会 殿

年 月 日

使用希望学校名		使用施設		種目	
フリガナ					
団体名					
フリガナ					
代表者名					
団体住所					
連絡先 電話番号		メールアドレス			

フリガナ					
担当者氏名					
担当者住所					
連絡先 電話番号		メールアドレス			

上記のとおり登録したく、申請いたします。

<団体概要>

使用者					
団体区分					

希望活動場所・ 日時					
---------------	--	--	--	--	--

議案第4号

生駒市立小学校及び中学校教職員の管理職人事について

生駒市立小学校及び中学校教職員の管理職人事について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第38条第1項の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和8年1月20日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

議案第5号

生駒市長の権限に属する事務の補助執行の協議について

生駒市長の権限に属する事務の補助執行について、別紙のとおり生駒市長から協議があり、この協議に対し同意等をすることについて、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第2条第16号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和8年1月20日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

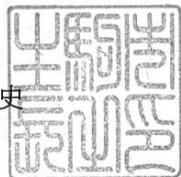


生企第38号

令和8年1月14日

生駒市教育委員会 様

生駒市長 小紫雅史



### 生駒市長の権限に属する事務の補助執行について（協議）

このことについて、生駒市教育委員会に対する補助執行規則（平成28年3月  
生駒市規則第10号）第2条に定める補助執行させる事務に下記の事務を追加し、  
生駒市長の権限に属する事務の一部を生駒市教育委員会事務局の職員に補助執行  
させたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に  
より協議します。

#### 記

##### 1 補助執行させる事務に追加する事務

- ・特定乳児等通園支援の利用に係る支給認定に関すること。
- ・乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費に関すること。
- ・地域型保育事業及び乳児等通園支援事業の認可に関すること。
- ・特定乳児等通園支援事業者の確認に関すること。

##### 2 実施予定日

本件に係る生駒市教育委員会に対する補助執行規則の一部を改正する規則の  
施行の日から